

平成22年度 日本政策金融公庫 予算（政府案）について

平成21年12月25日に、平成22年度予算政府案が閣議により決定しました。この決定を踏まえた日本公庫の各業務の事業規模は以下のとおりです。

[平成22年度事業規模]

【出融資・証券化支援業務】

(単位：億円)

業 務	22年度予算額	前年度当初計画
国民一般向け業務	31,153	55,033
農林水産業者向け業務 (融資業務) (証券化支援業務)	3,100 56	3,100 82
中小企業者向け業務 (融資業務) (証券化支援買取業務) (証券化支援保証業務) (売掛金債権証券化等支援業務)	23,000 401 280 500	24,400 751 420 500
国際協力銀行業務	14,755	12,500

【信用保険等業務】

(単位：億円)

業 務	22年度予算額	前年度当初計画
信用保険等業務 (中小企業信用保険) (破綻金融機関等関連特別保険等) (信用保証協会に対する貸付)	292,670 660 240	276,568 660 240

【危機対応円滑化業務】

(単位：億円)

業 務	22年度予算額	前年度当初計画
危機対応円滑化業務 (ツーステップ・ローン) (損害担保) (利子補給)	38,000 24,626 105	30,000 19,484 2

【特定製品等対応円滑化業務（仮称）※】

(単位：億円)

業 務	22年度予算額	前年度当初計画
特定製品等対応円滑化業務（仮称） (ツーステップ・ローン)	1,000	—

※ 「エネルギーの使用の合理化に資する製品の製造等を行う事業活動の促進に関する法律（仮称/次期国会にて審議予定）」に基づき、エネルギーの使用の合理化に資する特定製品等を開発・製造等する事業者に対する資金供給業務を予定しております。

【国民一般向け業務】

<p>現行の経済対策により実施している施策の継続</p>	<p>▼ 「経営改善貸付・生活衛生改善貸付の特例措置の継続」 ⇒ 貸付限度額の引上げ（1,000万円→1,500万円）。 等</p>
<p>地域資源の活用を支援する融資</p>	<p>▼ 「新事業活動促進資金の拡充」 ⇒ 「『地域資源』を活用して新たな事業を行う小企業」を貸付対象に追加（特別利率A）。</p>
<p>地域活性化を支援する融資</p>	<p>▼ 「企業活力強化資金の拡充」 ⇒ 「地域の活性化に取り組む商店街（地域商店街活性化法に基づく事業計画を作成した商店街）において事業を営む小企業」を貸付対象に追加（特別利率B）。</p> <p>▼ 「地域活性化・雇用促進資金の拡充」 ⇒ 「地方公共団体が推進する施策に基づき地域活性化に取り組む小企業で、地方公共団体が認めた事業を営む方」を貸付対象に追加（特定の要件を満たす場合には、特別利率A）。</p>
<p>創業を支援する融資</p>	<p>▼ 「新規開業資金」の拡充 ⇒ 「創業後、売上が増加傾向にあつて、雇用の拡大が見込めるものの、黒字化に至っていない小企業」については、特別利率Aの対象に追加。</p>
<p>新製品の市場化等に取り組む製造業者を支援する融資</p>	<p>▼ 「企業活力強化資金の拡充」 ⇒ 「特定ものづくり基盤技術」を活用し、新製品の市場化等に取り組む小企業（製造業）」を貸付対象に追加（特別利率A）。</p>

【農林水産業者向け業務】

<p>新作物・新技術の導入等のチャレンジ性のある取組を行う農業者を支援</p>	<p>▼ 「農業改良資金助成法」に基づく計画認定を受けた農業者に対する農業改良資金の融通について、貸付業務の主体を都道府県から公庫に移管。</p>
<p>意欲と能力のある農業者の支援</p>	<p>▼ 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）について、金利負担軽減措置を実施（貸付当初5年間の実質無利子化）。</p>

【中小企業者向け業務】

<p>新製品の市場化等に取り組む製造業者を支援する融資</p>	<p>▼ 「企業活力強化資金の拡充」 ⇒ 「特定ものづくり基盤技術」を活用し、新製品の市場化等に取り組む者」を貸付対象に追加（特別利率①）。</p>
<p>地域活性化を支援する融資</p>	<p>▼ 「企業活力強化資金の拡充」 ⇒ 「地域の活性化に取り組む商店街（地域商店街活性化法に基づく事業計画を作成した商店街）において事業を営む者」を貸付対象に追加（特別利率②）。</p> <p>▼ 「地域活性化・雇用促進資金の拡充」 ⇒ 「地方公共団体が推進する施策に基づき地域活性化に取り組む者で、地方公共団体が認めた事業を営む者」を貸付対象に追加（特定の要件を満たす場合には、特別利率①）。</p>
<p>海外展開を支援する融資</p>	<p>▼ 「海外展開資金の拡充」 ⇒ 貸付限度額を2億5千万円（別枠）から7億2千万円に拡充。</p>

【国際協力銀行業務】

<p>資源・エネルギーの安定確保・開発促進への取組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▼ 高リスク等の資源プロジェクトの特性、資源の安定供給確保の必要性、資源国との重層的な関係強化の重要性等を認識の上、我が国企業の資源開発、我が国への安定供給確保及び地域大での資源需給安定化への取組みを一層強化。
<p>我が国企業の海外投資や省エネビジネスの海外展開、事業環境整備を支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▼ 低炭素・環境共生型社会の実現に向け、我が国企業の新エネ・省エネビジネスへの投資促進への支援を強化。 ▼ 「JBIC アジア・環境ファシリティ」等を活用の上、アジアの広域インフラ整備、電力・交通・水関連事業等に関連する産業の国際展開促進等の取組みを強化。 ▼ 「JBIC アフリカ投資ファシリティ」等を活用し、アフリカにおける我が国企業の事業展開支援を強化。
<p>世界的な金融不安・我が国企業の事業環境を踏まえた対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▼ 「明日の安心と成長のための緊急経済対策」の下、我が国企業の海外事業の資金繰り支援を継続。 ▼ 貿易金融支援、途上国銀行資本増強ファンド、「信用保証・投資メカニズム（CGIM）」（仮称）を通じた債券市場育成支援等、国際金融秩序安定への取組みを強化。
<p>「鳩山イニシアティブ」に基づく地球温暖化対策支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▼ 「鳩山イニシアティブ」の下、リスク補完機能等をもって民間資金を動員しつつ、途上国の地球温暖化対策への支援を推進。

（注）このほか、平成 22 年度予算案では「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法」に基づく駐留軍再編促進金融業務の実施に必要な経費等を措置。

【信用保険等業務】

<p>「景気対応緊急保証制度」の創設等</p>	<ul style="list-style-type: none">▼ 「景気対応緊急保証制度」の創設 ⇒ 現行の「緊急保証制度」を使い勝手を高めた「景気対応緊急保証制度」に変更するとともに、平成 22 年度末まで期限を延長。▼ 緊急保証枠の 6 兆円追加
-------------------------	---

【危機対応円滑化業務】

<p>指定金融機関に対する 資金の貸付け（ツース テップ・ローン）</p>	<p>▼ 「国際的な金融秩序の混乱に関する事案」の危機認定を平成23年3月まで延長 ⇒ 国際的な金融秩序の混乱により、一時的に業況又は資金繰りの悪化を来たしている企業の資金繰り支援のため、指定金融機関（※）に対して資金の貸付けを行う。</p>
<p>指定金融機関が行う貸 付け等に係る損害担保</p>	<p>▼ 中小企業者向け損害担保の事業規模を拡大 ⇒ 指定金融機関が行う貸付け等について、損失の一部を補てんすることにより資金供給の円滑化を図る。</p> <p>▼ 「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に基づく出資円滑化制度を平成22年9月まで延長</p>
<p>利子補給</p>	<p>▼ 「デフレ下の実質金利高」への対応 ⇒ 中小企業者及び中堅・大企業向けの危機対応業務（設備資金に限定）に係る貸付金利について、物価下落に対応して引き下げるため、指定金融機関に対し利子補給金を支給。</p>

※ 指定金融機関：主務大臣が一定の基準を満たすことにより指定する民間金融機関をいう。

指定金融機関は、現在、株式会社商工組合中央金庫と株式会社日本政策投資銀行の2機関であり、主務大臣が危機認定した場合には、公庫からの信用供与（資金の貸付け、損失の一部補てん、利子補給）を受けて危機対応業務を行うものとされている。